

委員会提出議案第6号

亀山市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成28年12月19日提出

提出者

議会運営委員会委員長 中崎孝彦

亀山市議会議長 中村嘉孝様

別紙

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀山市条例第            号

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀山市議会委員会条例（平成17年亀山市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6人」を「5人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。